# 入札時積算数量書活用方式の試行導入

# 背景

- 改正品確法で「公正な契約を適正な請負代金額によって信義に従って誠実に履行する」と基本理念に規定。
- 従来から「切り抜き書」において積算数量を公開してきたが、営繕工事において<u>「切り抜き書」の数量はあくまで参考</u>であり、契約後の取扱いについて<u>明確な位置づけがなかった</u>。

### 目的

- 契約後に、発注者の積算数量に疑義があった場合の受発注者間による協議を円滑に行う。
- 協議等の結果、適正な数量に基づいた請負代金額とすることで、契約の適正化及び品質確保に繋げる。
- 発注者が示した積算数量を活用することにより、入札参加者の積算の一層の効率化に寄与する。

### 概要

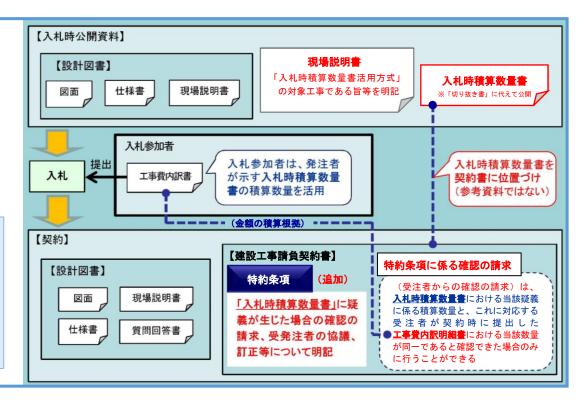
- 入札参加者に発注者の示す数量書「入札時積算数量書」の活用を促す。
- 契約後、入札時積算数量書の積算数量に疑義が生じた場合に、受発注者間で協議し、必要に応じて数量を訂正し、請負代金額を変更することを契約事項とする。

#### 【令和3年4月~】

建築一式工事、電気工事、管工事のA級業者を対象に試行導入

#### 【令和5年7月~】

営繕工事(公共住宅建設工事含む。)に試 行対象を拡大



## 対象工事

#### 》※令和5年7月~対象拡大

佐賀県県土整備部建築住宅課が発注する営繕工事(公共住宅建設工事を含む。)で、現場説明書に対象工事 である旨を明示したもの。

# 事務手続き

### 【入札時の提出書類】

○応札者は、 『工事費内訳書』 (科目別内訳まで) を提出 (従来通り)

種目 科目

- 応札者の入札時の提出書類は従来通り変更なし。
- なお、入札時積算数量書を活用せず、入札を行う ことも可能。この場合、入札の無効とはならない。

### 【契約締結時の提出書類】

①落札者は、 契約書に『特約条項』 を追加添付して提出

契約書

+ 特約条項

②落札者は、 『工事費内訳明細書』 (細目別内訳まで) を提出

(追加)

種目 科目 +細目

- 本方式を実施しようとする時は、
  - ① 契約書に『特約条項』を追加添付して提出すること。
  - ② ①の提出時に工事費内訳書の金額の根拠となる 『工事費内訳明細書』を提出すること。
- なお、工事費内訳明細書を提出しないことも可能。 この場合、契約後に積算数量に疑義が生じても協議を 求めることはできない。